

A Study on Domain Duties in the Founder Masamune's Reign (I) :
Focusing on Confiscating Fiefs of Vassals and on Jigatachigyo.

HOTTA Yukiyoshi

要 旨

18世紀半ば、宝暦初年の頃、仙台藩6代藩主伊達宗村をして蔵米制への移行を不可能だと思わしめた「自分下中」による「手作」の広汎な広がり、如何なる歴史的事情によってもたらされたものなのか。通説的理解では、天正19年(1591)の国替えによって藩祖政宗が多くの所領を失い、それが家臣知行地の削減に繋がり、膨大な数の家臣たちを抱える政宗は、彼らに対して減知の補填を行い、かつ、荒蕪地を多く含む新領地の開拓を推し進めるために荒れ地や野谷地を与え、これを家臣たちが自らの家中(陪臣)に下し与え耕作開発せしめたことから、かくも広汎な「下中手作」をみるに至ったとされている。

本論文は、大筋ではこの流れを認めつつも、これまでの通説に一定の修正を加えんとするものである。家臣知行地の削減が天正の国替え以後も何度も実施されていること、荒れ地や野谷地の付与政策は、初めから家臣知行地の補填、ないし、家臣救済策として実施されたものではなかったが、その政策的意図が時代の推移とともに変化し、通説がいうような家臣知行地の補填や救済策としての意味合いが強くなっていくものの、実際には、新田開発に乗り出さなかった者たちも多かったことについて明らかにしている。なお、紙幅の関係で内容を上・下に分けてあり、本稿はその前半部分である。

Key words : 仙台藩、知行地、地方知行、切米扶持方、新田開発

(令和元年9月27日受理)

藩祖政宗期の仙台藩政に関する一考察(上)

— 家臣知行地の削減と地方知行を中心に —

* 堀 田 幸 義

【目次】

はじめに

- 一、通説を見直す
 - 二、容赦なき削減
 - 三、「不断在京」の影響
 - 四、政宗の書状
 - 五、扶持方問題の解決から領内開発へ
 - 六、元和検地の様子
 - 七、小禄の藩士を生む遠因
 - 八、新田開発と禄高の伸び
- おわりに

(以上は今巻、以下は次巻)

はじめに

江戸時代の大名家において家臣たちはどこに住んでいたのか。兵農分離の社会だとされる近世では武家家臣団は城下町に集住するものとされているが、地方知行制を堅持したことで有名な仙台藩では膨大な数に上る直臣と陪臣たちが領内各地の村々に居住しており、彼らは村方に所有する在郷屋敷と城下町の仙台屋敷とを行き来したと考えられている。¹

仙台藩の直臣や陪臣が領内各地の村々に住むことになる大きな要因の一つは、同藩が地方知行制をとり続けたことであつたとみて間違いない。では、

地方知行制が維持された理由とは何なのであろうか。仙台藩伊達家にあつても五代藩主吉村(七代重村)の治世下において地方知行制の廃止と蔵米制への移行が議論されているが、² 結局、実現されることはなかった。その理由を説明する際に先学³がしばしば紹介してきたのが、仙台藩士田辺喜右衛門希文の「書付」である。

田辺希文とは、獅山公こと五代吉村の頃に侍講となり、その後、世子宗村の師に抜擢された人物で、『獅山公治家記録』、『忠山公治家記録』、『伊達世臣家譜略記』、そして、『封内風土記』などを編纂したことで知られている。⁴ 彼は、父宗村の薫陶を受けぬまま若くして藩主となつてしまい「古き事」を知らない七代重村のことを慮つて、「御先代之義、末々之 御心御扣二も可罷成義」について述べた「書付」を宝暦六年(一七五六)十一月に奉呈しており、⁵ そのなかで次のように述べている。⁶

史料一

一 御財用段々御不如意ニ被為成、外ニ何様ニも御財用之足ニ可罷成事も無之ニ付、御下中諸士之御知行被召上、他家の多く御蔵米を以被相渡可然趣、五ヶ年以前、大條監物存寄以書付申上、拙者御取次仕差上候処、諸士古来之家柄之者ハ、自分下中沢山ニ有之、皆以手作仕居候処、右之通御知行被召上候而ハ、何も田地ニはなれ、相続可仕様無御座、御国中之騒動ニ可罷成と被 思召候、御先代ハ諸士代々被下置、安堵仕居候者を、只今被召上候事も、難被遊事ニ被 思召候間、存寄奇特成事、御満足被遊候へとも、当分御差支

* 社会科教育講座

被遊候義有之、難被 仰付由、申通候様ニ被 仰付、右之 御意之趣、監物ニ申通候、右之義ハ、先年 獅山様御代ニも、誰ニ御座候哉、存寄申上候処、御吟味之上不被 仰付趣、承伝罷在候、此以後又以何方よりか起り申儀も難計奉存候間、申上置申候事

希文によれば、宝暦六年を遡ること「五ヶ年以前」に大条監物(道頼)が「御財用段々御不如意」という藩財政悪化の打開策として「御下中諸士之御知行」の召し上げと蔵米制への移行に関する「存寄」を「書付」を以て提出し、それを希文が藩主宗村に取り次いでいる。これに対して宗村は、「諸士古来之家柄之者ハ、自分下中沢山ニ有之、皆以手作仕居候処、右之通御知行被召上候而ハ、何も田地ニはなれ、相続可仕様無御座、御国中之騒動ニ可罷成」と判断し、「御先代々諸士代々被下置、安堵仕居候者を、只今被召上候事」は難しいとして、道頼の「存寄」は「奇特成事」ではあるが「当分御差支被遊候義有之、難被 仰付由」を道頼に伝えるよう希文に命じている。そして、「右之 御意之趣」を希文から道頼へ伝えたのだという。地方知行制の廃止については「獅山公御代」にも吟味されたことがあり、今後もこうした議論が起る可能性があることから、田辺希文は自身が知る宗村時代の出来事について新藩主重村に申し上げたというわけである。

藩主宗村の「御先代々諸士代々被下置、安堵仕居候者を、只今被召上候事も、難被遊事」という考え方は、仙台藩は家臣たちへの相続保障が幕府よりもずっと手厚かったという鎌田浩氏の説を裏付けており、古き由緒を持つ家臣の家を多く抱える同藩にあつて相続保障という面からも地方知行制を廃止できなかったことがわかる。

また、この史料から、宝暦初年の頃に伊達宗村が自家の家臣団について「諸士古来之家柄之者ハ、自分下中沢山ニ有之、皆以手作仕居候」という現状認識を持っていたこと、地方知行制の廃止はそうした「諸士古来之家柄之者」の抱える数多の家中(陪臣)たちをして「何も田地ニはなれ、相続可仕様無御座」という状況に追い込むことに繋がり、その結果、「御国中之騒動」をも引き起こす問題であると捉えていたことがわかる。これが藩主宗村が大条監物道頼の建言を入れなかった理由であり、この時点で地方知行制を廃止でき

なかつた理由である。

近年、徳川將軍家をはじめ格式の高い大名家に地方知行制が残つた理由について、「江戸時代において、元来の武士とは、所領をもつ一人前の領主として理解され、地方知行制が維持された必然性は、諸藩の個別的な事情をこえて、武士の然るべき姿を具現する措置であつたといふところにあつた」¹⁰という説がJ・F・モリス氏よつて出されている。

しかるに、希文の「書付」をみる限り、仙台藩主宗村が大条道頼の意見を退けたのは家臣たちに対して「武士の然るべき姿を具現する措置」を講じるためではなく、また、大条道頼も「武士の然るべき姿」に拘泥していたとは到底思えない。大条家は伊達氏の分流で伊達郡大条村を苗字の地とする譜代の家臣であり、仙台藩にあつて一門に次ぐ一家という家格を有し、巨理郡坂本本郷に要害を拝領する禄高三五〇〇石の本身給人家でもあつた。そして、監物道頼といへば、五代藩主吉村の治世下で藩の官僚機構のトップに君臨する奉行職に就き、続く六代宗村期まで務めた人物で、その彼が地方知行制の廃止を藩主に進言しているのである。つまり、伊達家譜代の家臣であり大身給人であつても、武士としての理想的な姿に固執するのではなく、現実社会のなかで仙台藩が抱える財政難をどうすれば乗り切れるのか、そこに焦点を当てて考えていたことがわかる。

もつとも、それだけ藩財政が逼迫し窮地を脱する施策がほかに見当たらないなか、奉行という立場にある者の危機感から出た意見であつたのかもしれないが、宗村の言葉を併せて考えれば、少なくとも当時の仙台藩が地方知行制を維持した理由、蔵米制への移行を選ばなかつた理由は「武士の然るべき姿」などという建前・理念的なものではなかつたことは明らかであろう。では、藩主宗村をして蔵米制への移行を不可能だと思わしめた「自分下中」による「手作」の広汎な広がりとは一体どのような歴史的流れのなかで生み出されてきたのか。それを正確に理解するためには、まずは藩政初期にまで遡り藩の政策について押さえる必要がある。

本稿は、以上のような問題関心のもと、藩祖政宗期の文禄～元和年間(一五九二～一六二四)にみられた家臣知行地の削減の様子を具に確認し、当該時期の同藩が地方知行を選択した理由について明らかにするものであ

り、これまでの通説に一定の修正を加えんとするものである。なお、本稿は仙台藩士とその家中たちの在郷居住について考察を深める上での前提をなすものであり、直臣や陪臣たちの在郷居住の問題そのものについては別稿を準備している。

一、通説を見直す

最初に、「自分下中」の「手作」がかくも広汎に広がることになる歴史的事情について、これまでの研究がどのように説明してきたのか、その通説的理解について確認しておく。それは以下のようなものである。

すなわち、天正一九年（一五九一）、藩祖政宗は豊臣秀吉によって米沢から岩出山への移封を命ぜられ、伊達本領の地である伊達・信夫をはじめとする諸郡を奪われてしまう。新たな領地として葛西・大崎氏の旧領を与えられたものの、その土地は荒蕪地を多く含む土地柄で、政宗は最大版図の五割とも六割ともいわれるほどの所領を失ってしまった。¹¹この移封に伴って彼は家臣の大半を新領国に移したのではなく数多くの葛西・大崎氏の旧臣たちを新たに召し抱えたことから、¹²家臣たちの知行高を自身が失った以上の割合で削減していくこととなり、移封前の一〇分の一にまで減らされた家さえみられる。¹³

政宗が移封後も依然として多くの家臣を抱え続け、家臣たちも戦国期以来の家中（陪臣）を抱えていたことから、仙台藩では家臣知行地の不足分を新領地に広がる未開拓地や荒廢地をそのまま与えることで補填せざるを得ず、家臣たちにこれを開墾させる必要があった。¹⁴そこで、藩は、慶長一〇年（一六〇五）一二月に始まる慶長検地を境に、家臣たちに知行地を与える際、既存農地（本地）に野谷地や荒れ地を加えた土地を与え、一定期間内に開発できた分を検地した上で開発者の知行高に組み入れ（高結びし）、本地と新田の合計が知行高を超えた場合には、超過分を蔵入地として収公するという方法をとっていくことになる。¹⁵場合によっては開発が新知加増に結びつくこともあったというから、¹⁶開発意欲を刺激しないわけはなく、伊達家の家臣とその家中（陪臣）による新田開発が至る所で開始され、特に、一門衆に

代表される大身給人のなかには数千石規模で開発を行っているものもみられる。¹⁷

そして、こうした流れのなかで六代宗村がいう「自分下中」による「手作」の広汎な広がりと「田地二はなれ」では生計を維持できないような構造が出来上がっていき、地方知行制を堅持せざる得ないような状態になっていったとされている。

この、岩出山への減・転封を契機とする（と思われる）、いわゆる「下中手作」の広がりについて、小林清治氏は、「『下中手作』という戦国時代の状態がこゝに再現し、『地頭』の領主的性格は払拭しきれずに遺された」としており、「『地頭』の領主的性格」を戦国期からの連続で捉えているかのようには読める。佐々木慶市氏は、「仙台藩には地方知行制が最後までみられたが、これは、勿論中世の地頭領主制とは質的に全く異なるものであった」とし、「伊達氏転封を契機として、家中の新知行給付や転封がくり返されることに領主権は弱体化し、かつての独立領主だった時代の領主権とは異って、大名権力に包摂された制限付領主権となった」と評価しており、「中世の地頭領主制」とは質的に全く異なるものとして仙台藩の地方知行制を理解している。こうした違いはみられるものの、両者ともに、仙台藩が藩政期を通じて地方知行制をとったことを以て仙台藩の「近世化」に「少なからぬ未熟さ」をみており、「後進性」をみている点では同じである。¹⁸

これに対し、「在地領主制が地方知行制に進化し、地方知行制が蔵米知行か俸禄制に進化する」と言う発展段階論的な発想」と、この見方に基づいた「地方知行」後進的、蔵米知行「先進的」と言う図式」に対する痛烈なまでの批判意識がみられる。¹⁹J・F・モリス氏は、小林論文以来の先の通説を批判し、次の三点を指摘している。第一に、仙台藩の家臣団の大部分が天正の減・転封以後に召し抱えられたものであること、第二に、石川・岩城（伊達）・留守（伊達）といった大身給人家にあっても岩出山への移封に伴って旧領との関係を清算せざるを得ず、兵農未分離状態にあった陪臣団がそのままの形で維持されたわけではないこと、第三に、仙台藩における陪臣の多さは新田開発や軍役に必要な人員の確保という観点から説明すべきであること、の三点である。²⁰

つまり、モリス氏は、豊臣政権によって領地の多くを奪われた伊達家が戦国期以来の巨大な家臣団を保つていくためには地方知行制を維持する必要があるとする通説に対して、直臣・陪臣の召し抱え時期からその矛盾を指摘したわけである。確かに、『伊達世家家譜』に掲載された藩士家の多くは岩出山移封後の政宗期に召し抱えられたことが齋藤鋭雄氏によって明らかにされており、²¹また、モリス氏らの研究によって大身家臣の家であっても必ずしも戦国期以来の家中（陪臣）がそのまま近世に持ち越されたわけではないことがわかっている。²²従来の説には修正が必要である。

筆者も「発展段階論的な発想」で「地方知行Ⅱ後進的、蔵米知行Ⅱ先進的」と言う図式を描き、仙台藩が地方知行制を採用したことを以て後進的とする見方には賛成できないが、ただし、一八世紀半ばに伊達宗村が認識していたような家臣団の姿が生まれてくる歴史的事情についての大筋は通説の理解通りで良いと考えている。

岩出山への移封によって藩祖政宗が多くの領地を失い、それが、家臣たちの禄高の削減に結びついたことは事実であるし、後述するように、慶長一〇年（一六〇五）頃の伊達政宗は巨大な家臣団を維持するための財政的負担に頭を悩ませており、「権現様へ加賀殿は御国元より江戸迄金を御並べ可被成と被仰上、政宗君は御国より江戸迄人を御並べ可被成と被仰上候」と後の世に言い伝わるほどの「御禄高に御不相応の御家中」²³が政宗の頃から築き上げられたことは疑いようがなく、モリス氏自身の研究も「政宗期」に藩の「直臣数」が膨大な数に上ったことを否定するものではない。

一方で、ある時期に禄高の削減を受け知行地の多くを失った家臣たちが、自家の禄高回復や生計維持のために荒地や野谷地の拝領を藩に願ひ出て開発に注力するのは自然な流れであり、それを裏付けるように、『御知行被下置御帳』²⁴には「久荒新田」・「久荒地」や「野谷地」・「御買野谷地」を拝領する家臣たちの姿をしばしばみつけることができる。特に、数千石以上、万石以上といった禄高を持つ大身給人家にあつては、多くの家中（陪臣）による大規模な開発を行っており、が故に、一七世紀を通じて武家家臣団による新田開発がいよいよ進展したことは前述した通りである。

そして、こうした流れのなかで、足軽など藩の下級家臣や陪臣たちは日常

的に農作業を行うようになり、²⁵一八世紀半ばまでには「何も田地二はなれ」られないような構造が出来上がっていくというのは紛れもない事実であつたと筆者は考えている。ただし、通説に全く問題がないわけではない。

モリス氏の指摘した矛盾は、従来の研究が仙台藩における地方知行制の残存を運命づけた出来事として天正の国替えにだけ着目してきたことから起る矛盾であり、通説の大きな問題点は、地方知行制の廃止を不可能にした歴史的事情について、岩出山移封との関係でのみ説明しようとしてきた点である。直臣たちの禄高が大幅に削減された時期や事由についても、これまでの通説のように、天正一九年（一五九一）の減・転封だけに求めることはできない。

すなわち、政宗期の仙台藩は天正の国替え以後も幾度となく藩士たちの禄高削減を断行しており、それは、当然の帰結として陪臣の禄高減少にも繋がつたであろうし、彼ら直臣・陪臣たちが「田地二はなれ」ては生活できないような状態に陥ることになるそのきっかけは、必ずしも天正の国替えだけではなかったのである。小林氏が論文を発表して以来、六〇年以上の長きにわたって信じられてきた通説は、事実の大きな見落としをしていたといわざるを得ない。

また、政宗期に始まる荒地地や野谷地を含む知行宛行についても、従来のように、家臣知行地の喪失分を補填するための政策、あるいは、知行地を失った家臣を救済するための政策という位置づけで本当に良いのかどうか、改めて考えてみる必要がある。そもそも、新田開発は誰が行ったのか、大身層だけに限らず、全ての武士たちが開発の恩恵に浴すことができたといえるのかどうか、本稿では実際のところを探ってみたい。それでは、以下、具体的に述べよう。

二、容赦なき削減

四代藩主伊達綱村の延宝七年（一六七九）当時、「侍衆」であつた西大条孫大夫によれば、彼の先祖は伊達家初代朝宗が「文治年中始て奥州へ御下向之砌」に御供をして一緒に下向し、後に「伊達之郡西大条と申所」を宛行わ

れ「西大条」を称すようになった伊達家譜代の家臣で、伊達家九代政宗が「長井之庄」を奪取するに及んで同家には「下長井之内玉庭之郷」が増加されており、それ以来、「玉庭」に居住している。その後、一四代西大条伸政の時、「西大条玉庭之外」に「信夫之郡稲川村」・「宇田郡蒲庭村」・「名取郡小川村」の三ヶ所を増加され、五ヶ所合計「知行高五百貫文程」を持つ大身となるも、一七代義綱の代にその禄高を大幅に減らしてしまうことになる。

すなわち、義綱が一七歳の時、伊達家が岩出山へと移ることとなり、彼も主君政宗に付き従ったが、その際、「伊達長井」（伊達郡と置賜郡）に知行地を持つ者たち誰もが「知行高」を削られ、西大条家にあつては五〇〇貫文から七〇貫文にまで削減されたのである。これが、岩出山への移封に伴う禄高削減の様子であり、西大条家の場合は、七分の一弱にまで削られたことがわかる。ところが、これで終わったわけではない。「文禄年中」にも「何も並を以知行高半分宛被召上」て三三貫文となり、さらには、「慶長年中」にも「何も並にて」各々の「知行高」を「三ヶ一に被相減」たために、同家の「知行高」も一一貫文になってしまったのだという。

続く一八代義久の時、寛永検地によって生じた「御知行二割出目」を寛永二年（一六四四）に増加され、禄高一三貫五〇〇文となる。正保二年（一六四五）五月一〇日には宮城郡中野村に野谷地を拝領し、これを「自分開発」して、その新田高を寛文元年（一六六一）に知行高に組み入れてもらい、合計一七貫九四九文となる。義久には男子がなかったことから泉田出羽の次男源四郎を娘婿に迎えたが、後に実子孫大夫が生まれてしまう。そこで、西大条の苗字と先祖以来伊達家から認められていた「一族並之御座敷」を源四郎²⁷に譲り、孫大夫は父義久が拝領していた「御知行高」を以て仕えることを願い出、寛文四年にこれが認められ、源四郎の家とは別の西大条家を構えることになる。翌五年、孫大夫は小姓組士となり、同一〇年（一六七〇）二月二三日には「流之内西永井村」に野谷地を拝領し、延宝六年（一六七八）五月二七日にその開発高を組み入れてもらい、禄高合計二三貫八八一文となっている。

以上、伊達家譜代の家臣である西大条家の歴史について『御知行被下置御帳』をもとに概観してきた。奥州合戦以来の古き由緒を持ち、中世・戦国期

に禄高五〇〇貫文を誇り、代々「一族並」の扱いを受けてきた西大条家は、天正一九年（一五九二）の主家の岩出山への減・転封を機に七〇貫文まで禄高を大幅に減らされたが、さらに文禄・慶長年間（一五九二～一六一五）を通じて一一貫文にまで削減されており、結果的に政宗期の仙台藩にあつて同家の禄高は五〇〇貫文から一一貫文にまで縮小してしまったのである。

その後、寛永検地による「二割出目」を下賜され、二度にわたり野谷地を開発した結果、西大条家は四代藩主綱村の延宝六年（一六七八）までかかって二四貫文弱まで自家の禄高を回復しているが、八七年間かけて取り戻したその禄高は、天正一九年（一五九二）の岩出山移封時の禄高（七〇貫文）の半分にも満たなかった（二四貫文弱）。

三、「不断在京」の影響

では、西大条家の由緒書が記す「文禄年中」と「慶長年中」の禄高削減とは何なのであろうか。『御知行被下置御帳』に収められた他家の由緒書のなかに、これに関連するであろう記載を複数箇所見つけることができる。²⁸

すなわち、国分家の由緒書に「岩出山にて屋代勘解由御留守居被申候時分、伏見へ相詰不申侍は、御知行高之内半分又は三ヶ一何も借上可申由被申渡、拙者親宮内知行十壹貫文に罷成候」と、菊地家の由緒書に「貞山様御代、伏見に久舗被成御座候時分、御家中三ヶ一に被成下並を以、六貫式拾四文被下置由承伝申候」と、十二村家の由緒書に「貞山様岩出山へ御移被成置候節御供仕候処、御知行高式拾壹貫七拾五文被下置候、其後伏見に被成御座候節、屋代勘解由を以惣侍並に知行三ヶ二被召上、残御知行七貫式拾五文慶長九年十一月廿一日に被下置、御黒印所持仕候」と記されているのが、それである。

これらの記述によれば、「貞山様」こと藩祖伊達政宗が長期にわたって伏見に滞在し、屋代勘解由（景頼²⁹）が岩出山の留守を預かっていた時期に、国元に残っていた「惣侍」を対象とする「御知行高」の「借上」が実施されたことがわかる。後述するように、政宗が長期間にわたって伏見に滞在していたのは、文禄四年（一五九五）八月～慶長五年（一六〇〇）六月のことであり、西大条孫大夫がいう「文禄年中」と「慶長年中」の禄高削減、少なくとも「文

禄年中」の禄高削減については、この時期に行われたことが明らかである。

そして、今回の「借上」も天正の減知と同じように太閤秀吉の存在が大きく関係しており、それは、豊臣秀次が失脚した、いわゆる秀次事件によってたらされた出来事であった。順を追って説明すれば次のようになる。

文禄四年（一五九五）七月、秀吉は謀反を企てたかどで閑白であった甥の秀次を処罰し高野山での自刃に追い込んだが、この事件に絡んで政宗も閑白一味の嫌疑をかけられてしまう。当初、秀吉は、政宗子息兵五郎（秀宗）への家督相続と政宗の助命・遠流を命じたが、それを撤回し、政宗以下家老妻子の京上、一〇〇〇人規模の家中在京と伏見伊達町の取り立て、秀吉・秀頼への忠誠を条件とする「御誼」によって赦免を申し渡している。

これを受けて伊達家重臣一九名が連署した誓詞（「伊達家中連署起請文」）が差し出され一件落着いたものの、「常二人衆千計二而相詰、可致御奉公」き旨の命によって、以後、慶長初年に至るまで政宗および伊達家中は伏見城の普請役に従事することになるのであった。この「不断在京」の費用は仙台藩伊達家が近江蒲生郡に与えられていた在京賄料五〇〇〇石だけではとても賄えず、同家の財政に甚大な影響を与えたことが指摘されている。³⁰ 藩士たちにとっても、文禄の「高麗御陣」（朝鮮出兵）を終えた直後の長期間にわたる伏見常在は容易ではなく、拝借金の返済で首が回らず、知行の一部または全部を藩に召し上げられる者、あるいは、「内之者等迄困窮」してしまい知行の三分の二を返上し伏見より帰国する者まで出る有様であった。³¹

文禄四年（一五九五）秋から課された「伊達家中の普請役は、おそらく慶長三年ころまで続けられた」といい、政宗自身は「文禄四年八月上旬に上洛、慶長五年六月十四日までの間、満五年近くを完全な『不断在京』（伏見）の生活を送った」とされ、「数ある大名たちのなかで、ほとんど唯一の例」³²だとされる「不断在京」のための莫大な「御物入」を凌ぐために行われたのが、「御供不仕御国元に相残申者共」を対象とした知行や切米扶持方³³（俸禄）の「借上」だったのである。³⁴

その削減割合について西大条家では「何も並を以知行高半分宛被召上」たとし、国分家では「御知行高之内半分又は三ヶ一何も借上可申由被申渡」た

と、菊地家は「御家中三ヶ一に被成下」たと、そして、十二村家は「惣侍並に知行三ヶ二被召上」たとしており、諸家の由緒書に違いがみられる。実際に、西大条家はもとの禄高（七〇貫文）の半分以上（三七貫文）が召し上げられ三三貫文となっているのに対し、十二村家の方は、もとの禄高（二一貫七五文）のちょうど三分の二（一四貫五〇文）を召し上げられ三分の一の禄高（七貫二五文）となっている。

黒沢家や塩松家でも「何も御知行被為借候刻」・「御下中より御知行被為借候節」にそれぞれ自家の禄高を失っているが、前者はもとの禄高（四貫文）の三分の一強（一貫五〇〇文）を、後者はもとの禄高（二五貫文）の大半（二二貫文）を召し上げられており、「惣侍」が全く同じ割合で禄高を失ったわけはなかったことがわかる。

いずれにしても、仙台藩士たちにとっては、またしても、主君政宗が豊臣秀吉から下された処分の影響を受け、天正の国替時に減らされた自家の禄高をさらに大きく減らす結果となったのである。

なお、黒沢家の由緒書によれば「何も御知行被為借候刻」とは「伏見御時代文録³⁵年中」のことだというのが、³⁵ 塩松家の由緒書に「貞山様伏見に被成御座、於岩出山屋代勘解由御留主居仕候時分」とあるように、黒沢家以外の由緒書では、伊達家中への「借上」命令が出された時期を政宗が伏見に滞在し屋代勘解由が岩出山の留守居だった時期であるとしているものが多く、したがって、慶長元々五年（一五九六）一六〇〇）までの間に「文禄年中」とは別の「慶長年中」の「借上」が実施された可能性はあるが、詳細は不明である。

四、政宗の書状

前節でみたように、文禄の朝鮮出兵とその直後から数年間におよぶ「不断在京」が藩財政および伊達家中の生計に与えた影響は決して無視できるようなものではなく、仙台藩では国元に残る「惣侍」たちを対象とする大幅な禄高削減に踏み切っている。

一方で、「不断在京」中の伊達政宗は、かつて葛西・大崎氏の遺臣たちを受け入れたように、伏見においても諸国の浪人たちを新規に召し抱えてお

り、³⁶慶長の朝鮮出兵や豊臣政権内部の対立と関ヶ原合戦の発生というその後の歴史的事実に鑑みるならば、政宗は、未だ泰平の時代までには間があるこの時期に、自家の財政が逼迫するなかにあつても人材の確保に余念がなかったことがわかる。こうした彼の姿勢が結果的に巨大な家臣団を形成することに繋がるのではあつたが、当然のことながら藩財政を成り立たせるためには人件費の膨張を抑える必要が生じたのではないかと思われ、慶長一〇年代に比定されている伊達政宗の書状（史料二・三）のなかにその辺りについての議論をみつけることができる。

史料二

当年 ぐたし候千ぢやうのてつはう、其まへよりのつ、とも、いつれも（損）、そんし候ハぬやうに、念を入候へく候、返々第一の事にて候、かしく、

態以自筆申遣候、仍分領中、年来之あれ地とも、無際限候、当年迄者、手をも不付指置候、然者、兎角年々に、百姓共も何かと候て、つまり候や、おこし候事ハまれに候て、あれ候事ハ、としまし（年増）のやうにて候間、中々にて、より（望）のそミ（年）に下置、其としよりも、やくをも本やくに仕へさと申ものも候間、其分にもあつけ置、とかく年々に公義之御ふしんもあたり候間、其ものともにも、おしむけ候ハ、そんハ有間敷かと、分別候、又ハせんたいにて、ひかせ候ふちかたも、おびた、しき事にて候間、たとへはふちかた十人とり候ものハ、一年に付而十八（石）くにて候、此さうさ大かた一貫八百文計にあたり候、かいつもあれち計ハ、めひわくがり候へく候間、あれ地にて候とも、知行かさをとらせ候ハ、やすくをんにうけ候ハんもやうども候、十人のふちかた一貫八百にて候を、一ばい二候ても、あれ地三貫六百ほどの所、下置候て、地かたをもおこさせ候ハ、又以来ハ何とそ分別も候へく候間、かやうにも候て、せんたいにて、月（際限）にさいけんなきふちかたを、のがれ候やうに候てハ、いか、候はんや、其身共、及存候（開）とをり、具に可申上候、又其元のと（唱）なへをも可申上候、奉行共之口をも、き、候へく候、

一 此さきも具に申越候キ、年々何とも（俾）、知行のらちあかず候、さりとしてハ、奉行共、と、かぬ事にて候、と、かぬ所を見きハめ候て、不申上候ハ、其身共はしめ、さん用衆のおつとかと存候、此ころこそ六人の衆をは奉行二相定候、其以前之事にて候、向後ハ、別而之きふく、らちのあき候やうに可仕候事、かんやうにて候、先当年のおさめかた、俵物ハはやけのまへより、そこ（肝要）く代官ともに申付、その代官とも、自身其所（納方）へ罷越候て、とりきり候へと、可申付候、公義の年具米すまし候ハぬうちハ、一切に米（売買）之うりか（止）いもかたくと、めさせ候て、とりきらせ候へく候、
⑦ 手前当年之御普請作事に、てつまりにて候間、知行かた、其外りんじ万之事をも、ねんを入申付、きり（念）くとはかのゆき候やうに、奉行共二も、かたく可申付候、

一 とかく世間あぶなく候間、れん（鉄砲）くに弓矢の心かけ、是又身上之第一にて候、ねんを入可申付候、
⑨ 此度下向候、てつほううち候又五郎と申候者、かたのことくの上にて候、其弟子二なり候もの、此方にて、けい（稽古）このやうす、ぢきにき、候、一段よきすちにて候、又五郎をしのほう二候て、皆々きハをたて、けいこの義可申付候、此比伏見之番を仕候もの、うち兩人、一人ハ小田右衛門尉、一人ハ藤内と申ものにて候、伏（奇特）二つめ候うち、むさとい申候とて、彼又五郎下向いせん（召出）にけいこの候、きとくなる事を仕候間、此方二てめのまへ（前）めしいたし、けいこの体をもき、候、其元にて、不（目）断かやうの心かけをも仕、てつほうをもうちあけ候やうに、奉行（居）くに能々無油断可申付候、一分領中にて、此春ハ在郷（目）にて、弓などもはやり候つると及承候、ちと弓なども、れん（岩城衆）〇つくりたて候事ハ、なるましく候（カ）〇、いわきしゆなどにも、よき弓のすぢ候へく候、よろつ（茂庭綱元）、油断なく可申付候、吉事追々可申越候、謹言、
てつほうの玉葉（油断）ゆたんなく、あハさせ候へく候、此文のうちの事、三人の奉行共二も、懇に口上にて可申候、以上、
七月五日 政宗（花押）
茂石

この史料は、「茂庭石見守綱元宛書状」として『仙台市史資料編11（伊達政宗文書2）』に収められ、同書において慶長一二年（一六〇七）頃のものではないかと推定されている文書で、論者によっては慶長一〇年頃のものだとされているものである。³⁷ これまで、しっかりとした年代比定がなされておらず、年号が確定されていないが、「書状」の内容を具にみていくと、これは慶長検地よりも前の段階で出されたものであり、筆者は、慶長一〇年（一六〇五）の七月五日のものではないかと考えている。理由は次の通りである。

第一に、政宗は「此ころこそ六人の衆をは奉行二相定候」云々と記しており（傍線⑥）、彼が書状を認めた時点からみて「此ころ」にあたる時期に「六人の衆」を奉行職に任じたことがわかるが、仙台藩の奉行職は慶長八年（一六〇三）八月の政宗帰国後まもない時期に設置されているため、³⁸ この文書は慶長八年以後に書かれたものであることがわかる。

第二に、仙台藩領内の荒地地が際限なく増加していたにもかかわらず、政宗が手紙を書いた年に至るまで何の対策もせず放置していたことがわかるが（傍線①）、同藩では、慶長一〇年二月二〇日に荒地地の調査に関する政宗黒印状が出されており、これを受けて翌年に慶長検地が実施されている。³⁹ ことを考えれば、慶長一〇年二月二〇日より前に書かれたものではないかと考えられる。

第三に、「此比」に「伏見之番」をしていた小田右衛門尉と藤内の二人が「此度」下向する又五郎という優秀な鉄砲打に稽古をつけてもらったことを知った政宗が、彼らの「きとく奇特なる」行動に感心し、右衛門尉・藤内の兩人を目の前に召し出したことが記されていることから（傍線⑨・⑩）、この書状が書かれた時点からみてさほど遠くない時期（「此比」）に政宗自身が伏見に滞在していたこと、そして、書状の日付（七月五日）にごく近い日（「此度」）に又五郎という人物が仙台へと下向することがわかる。

『貞山公治家記録』によれば、藩の奉行職が設置された慶長八年から再検地が行われた慶長一二年（一六〇七）までの期間に、伊達政宗が伏見に滞在していたのは慶長一〇年の三月から同年六月にかけての三ヶ月弱のみである。すなわち、慶長一〇年の正月を江戸藩邸で迎えた政宗は、⁴⁰ 將軍宣下を

受けるため上洛する徳川秀忠の供奉を命じられ、同年二月一六日に江戸を出発しており、三月二三日に伏見の藩邸に到着している。その後、四月二六日の秀忠参殿に扈從し、五月一日、伏見城で開かれた「御祝儀御能」にも参加している。そして、五月二九日に伏見を立ち、六月一日、江戸藩邸に帰着し、翌七月上旬に公方秀忠より帰国の暇が与えられ、七月中旬には仙台城に到着している。この慶長一〇年の政宗の滞在场所からみても、先の書状に記されている「此度下向」や「此比伏見之番」といった文言を矛盾なく理解することができる。

第四に、「とかく世間あぶなく候間」云々とあるが（傍線⑧）、これは、前述した徳川秀忠の將軍職補任に絡んで、徳川・豊臣両氏の間には緊張が走ったことを受けてのものと思われる。すなわち、慶長一〇年（一六〇五）二月二四日、一〇万とも一六万ともいわれる軍勢を率いて江戸を立ち、三月二一日に京中貴賤の見物するなかで伏見城に入った秀忠が、四月一六日に伏見城において將軍職に補任された出来事は、徳川氏が政権を世襲することを天下に知らしめたものであり、家康の後は秀頼にとわずかな希望を抱いていた豊臣方にとって大きなショックであったといわれている。

そして、これに追い打ちをかけるかのように、同年五月初め、徳川家康が豊臣秀頼に対して息子秀忠の將軍襲職を祝うため上洛するよう申し入れ、激怒した秀頼生母淀殿がこれを拒絶し、一時、大坂は騒然となったという。結局、五月一〇日に將軍秀忠の名代として松平忠輝が秀頼のもとへ挨拶に出向くということで騒動は収まったようだが、⁴¹ こうした一連の流れを見聞きし熟知していた政宗だからこそ、「とかく世間あぶなく候間」で始まる一文を自身の「書状」（史料二）のなかに記し、末尾に弓や鉄砲のことを書いたのだと解釈すれば、その意味するところが理解できよう。これより先の同年四月、片倉備中景綱が主君政宗からの書状を受け取っており、三月晦日付で書かれたその手紙にも「上方一段静候、可心安候」と書かれていることから、⁴² 伊達政宗は今回の徳川秀忠の上洛および將軍襲職が「上方」に少なからぬ衝撃を与えるものであることを予想していたのではないかと推察される。

第五に、「書状」に「年々に公義の御ふし（普請）もあたり候間」云々とあり（傍線③）、仙台藩は慶長一二年（一六〇六）と同一二年に幕府から江戸城天守台

の二重の楼櫓の造営と堀の普請役を命じられているので、⁴³「慶長一二年頃」に年代比定したくなるが、この文章は、数年のうちに割り当てられるであろう「公義之御ふしん」^(普請)の財政的負担を軽減するためにも、領内に多く存在する「あれ地」を希望する者たちに与え役負担させてはどうか（傍線②・③）という意味であり、現在進行形の普請役について述べたものではない。また、「手前当年之御普請作事」云々という文章があるが（傍線⑦）、同藩では慶長一〇年六月三日に宮城郡松島円福寺方丈の再建を開始しており、これが「手前」で行う「当年」の「御普請作事」ではないかと思われる。

以上、政宗の書状についてその年代を確定する作業を行ってきた。ここまでの考察により、史料二として挙げた政宗の書状は慶長一〇年七月五日のものだと確定できるのではないかと思う。そして、これに密接な関わりを持つであろうもう一通の書状が存在している。それが、史料三である。

史料三

今朝鷹野へと存候へ共、きりふかく候て、天気不見届候うちに、日だけ候て不出、無念候、明日ハ少々ふり候共可出候、

一廿三日之晩に、兼如親子不断の振舞可仕候間、先約之為二候条、今日より可申定候、

一さとしまかふき、はや過候哉、さやうに候ハ、近日中、城にてかふき見可申候、幾度ながら、兩人ともに、所を頼候て参候者共之事二候間、心を

そへ、ちさうの義申付事二候、殊さどハ青図書より書状も候間、如此候、

自然世上とかくのとなへも有様に候者、人々にも此おもむき可申候、

一内々各へも申付候ことく、毎月無限ふちかた共相ひけ候間、八木とも無際限入候、此中ハ料足にてとらせ候へ共、おひた、しく候間、先度如申候、

当所務より知行にて可下置候、何様四五日中すきを以、惣様ふちかたのちやうをも見わけ、不入事ハ相ひかへ、具に可申付候間、先々各に申付候

て、内々にて可下置知行、三ヶ一か半分もあれ地をそへ候へく候間、内々其心へ申付、見ハけさせ候へく候、ふちかた日さへすミ候者、五日十日

のうちにきり／＼とわり付候やうに可申付候、今日者少隙入候間、文にて申候、此書火中可仕候、かしく、又申候、ふちかた日さハ、自身見ハけ候

ハてハ、下々のつもりニハ仕にくき事にて候間、先可下置知行の事を、六人ノ衆・算用衆に、無油断可申付候、外不申候、かしく、

この史料は、「茂庭石見守綱元宛消息」として『仙台市史資料編11（伊達政宗文書2）』に収められており、切封の上書に「廿一日」と記されているものである。文中の登場人物の情報から慶長八年（一六〇三）一月〜同一四年九月二〇日の間のものであることがわかっており、また、政宗の自著の形から慶長一〇年代のものではないかと推定されている。⁴⁴筆者は、この「消息」が、慶長一三年に作成されたものであり、同年九〜十二月に実施された「御家中知行割」に関連する文書ではないかと考えている。その理由は以下の通りである。

この「茂庭石見守綱元宛消息」には、「内々各へも申付候ことく、毎月無限ふちかた共相ひけ候間、八木とも無際限入候、此中ハ料足にてとらせ候へ共、おひた、しく候間、先度如申候、当所務より知行にて可下置候」とあり（傍線⑬）、「毎月無限」き扶持方問題の解決策として「当所務より知行にて」を与えることとし、かつ、「三ヶ一か半分もあれ地をそへ」て渡す（傍線⑮）という方針が示されている。

先の「書状」（史料二）では、伊達政宗が茂庭綱元らに「せんたいにて、月／＼にさいけんなきふちかた」を「のがれ」るための解決案を示し、それに対する綱元らの意見を求めており、その解決案の内容は、藩士たちに渡す「ふちかた」の代わりに、荒れ地を含む、本来の禄高以上の土地を与え、その土地を開墾させるという方法である（傍線④・⑤）。これはまさに「消息」（史料三）に書かれている扶持方問題の解決策と同じであり、「消息」では、すでに案ではなく確定された方針となっている。

つまり、「消息」（史料三）は「書状」（史料二）の後に書かれたものであり、「消息」が書かれたのは、慶長一〇年（一六〇五）七月五日に示された藩主政宗の案を実行に移せる段階にあった時点ということになる。前述したように、仙台藩では、慶長一〇年一月二〇日に荒れ地の調査に関する政宗黒印状が出され慶長検地が開始されており、その結果に不審な箇所があるということで慶長一二年（一六〇七）二月一四日に再検地が命ぜられているので、この

文書は慶長一二年以降のものではないかと推測できる。

また、この「消息」が作成された時点では、まだ荒地地を含んだ「知行」の「わり付」が行われていなかったことが明らかだが、「何様四五日中すきを以、惣様ふちかたのちやうをも見わけ、不入事ハ相ひかへ」云々、あるいは、「ふちかた日きさへす」候者、五日十日のうちにきりくゝとわり付候やうに可申付候」(傍線⑭・⑮)とあるので、各藩士たちの「ふちかた」の妥当性を「ふちかたのちやう」にて確認し、確認したら直ぐに「きりくゝ」と「知行」を「わり付」けるよう命じたことがわかる。そして、こうした「可下置知行の事」について「六人之衆・算用衆」たちに「無油断」く申しつけるよう綱元に念押ししていることもわかる(傍線⑯)。

仙台藩では慶長一三年九月(日にちは不明)に「御家中知行割」について「被仰出」ており、「六人之衆」でもあった鈴木和泉重信と奥山出羽兼清の両名を「総奉行」に任じ、「算用頭」として大町刑部義頼・山家清兵衛公頼・永沼作左衛門・塚本茂助・生江太郎兵衛・山路藤兵衛の六名が、「牒預り役」として松坂次郎右衛門定地と小塚監物の二名がつけられ、仙台城下の花壇(現仙台市青葉区花壇)で作業が開始されている。この作業は、重信と兼清が日替わりで詰め、専属の「御料理人」がついて「総御算用組」までもが「朝御振舞」(賄い)を頂戴しながら精勤し、同年の一二月までかかって終えられている。⁴⁵

「消息」(史料三)は、その内容から判断するに、この慶長一三年の知行割りに関連した文書である可能性が極めて高いのではないだろうか。政宗から指示を受けた茂庭綱元が「六人之衆・算用衆」たちに主君政宗の命を伝え、その方針に則って知行割りが開始されたと考えれば、この文書は慶長一三年九月以前のものとなる。

また、「消息」には、「廿三日之晩に、兼如親子不^(猪苗代)断の振舞可仕候間」云々とあり、「近日中、城にてかふき見可申候、幾度なから、兩人ともに、所を頼候て参候者共之事二候間」云々とあるが(傍線⑰・⑱)、猪苗代兼如・兼与親子は慶長一三年正月下旬に政宗が江戸から国元に帰る際、一緒に下向し道中で歌を詠んでいるので、⁴⁶ 傍線⑰・⑱を含む箇所は彼らを持って成す件について述べた文章であろう。そうだとすれば、この文書は慶長一三年の早い

時期に書かれたものかもしれない。

以上、伊達政宗の書状二点について述べてきたが、慶長一〇年(一六〇五)一二月に慶長検地が開始される前の段階から、同一三年九月の「御家中知行割」までの流れが明確になったのではないだろうか。ここで改めて確認しておきたいことは、まず、この時期の政宗が巨大家臣団を維持するための財政的負担に頭を悩ませており、「月くゝにさいけんなきふちかたを、のがれ」^(扶持方)るための策として、「ふちかた」に換えて「あれ地」を含んだ「知行」を家臣たちに与え、「地かたをもおこさせ」という方法を藩主である彼自身が案出したということである。

政宗は、「かいもくあれち計ハ、めひわくがり候へく候間、あれ地にて候とも、知行かさをとらせ候ハ、やすくをんにうけ候はんもやうども候」とも語っており(傍線⑳)、不満が出ないように「知行かさをとらせ」といった工夫を凝らしつつも、藩庫から「八木」(米)や「料足」(金銭)を支給する負担を解消するための方法を探っていたといえよう。そして、慶長一三年九月に「御家中知行割」を開始する時点までには、慶長検地が終えられ、荒地地の調査が済んでおり、かつ、「三ヶ一か半分もあれ地をそへ」て「知行にて可下置」き旨の方針が固められていたのである。⁴⁷

それは、また、岩出山移封以来の家臣知行地の不足分をどうしたら補填できるのか、どうすれば家臣たちを救えるのかなどといった観点から考え出された方策では決まらなかったことを確認しておきたい。

(以下、次巻に続く)

注

- 1 小林清治「第六章二生活」（『復刻版仙台市史1 本篇1』萬葉堂書店、一九七四年、初出は一九五四年）三四七頁、渡辺信夫「第三章第三節 家臣の配置」（『仙台市史通史編3』、二〇〇一年）一六二―一六八頁、菅野正道「せんだい歴史の窓」（『河北新報出版センター』、二〇一一年）一四九頁。
- 2 『伊達家文書』二七三・二七八〇（八一三―一三三三八頁）。なお、『伊達家文書1』十（東京大学出版会、二〇〇一年）を利用。
- 3 小林清治「東北大名の成立」（古田良一博士還暦記念会編『東北史の新研究』文理閣書出版社、一九五五年）一四四頁、佐々木慶市「第二章第二節 封建的給与」（『宮城県史復刻版2』ぎょうせい、一九八七年）八〇―八一頁、同「仙台藩の地方知行制」（『東北学院大学論集 歴史学・地理学』四、一九七四年）七二―七三頁。
- 4 『伊達世家譜』巻九一七七―八六頁（田辺家）、平重道「解題」（平重道・齋藤銳雄編『伊達世家譜統編』二宝文堂、一九七八年、五―二四頁）参照。なお、『伊達世家譜1』三（『仙台叢書復刻版』宝文堂、一九七五年）を利用。
- 5 『伊達家文書』八一七三（一八一―一九頁）。この「書付」は一月一七日付の無年号の史料であるが、文中に坂五郎大夫が「此度二番座着座被仰付」云々とあり、坂五郎大夫信申が家格着座を仰せ付けられたのが宝暦六年一月であることから（『伊達世家譜』巻四一〇―一〇一頁（坂家）参照）、宝暦六年の一月に書かれたものであることがわかる。また、宝暦六年五月二四日に六代藩主伊達宗村が数え三九歳にして死去し、同年七月九日、宗村の息子で一五歳の重村が七代藩主の座に就いており（『仙台市史』年表・索引「年表」）（二〇一五年）五二頁参照）、希文の「書付」は重村襲封の凡そ四ヶ月後に書かれたものであることがわかる。
- 6 『伊達家文書』八一七三（二二―二三頁）。
- 7 『伊達世家譜』巻二一三六―三九頁（大条家）より。以下、大条家に関して特に断らない限りは同資料を参照。
- 8 実際に、重村の宝暦七年（一七五七）夏にも藩の奉行衆の間で蔵米制への移行が話し合われ、「御家中不残、御一門衆并片倉小十郎外ハ、御蔵米に而被下候方、上之御益ニ相成可然」との吟味があり、この件について内々に問い合わせを受けた仙台藩の内分知行支藩一関藩主田村村隆は「下之痛ニ相成、心復も不可然候間、尤トハ難申候、併上之御難波ニ而、左様無之候而ハ、御公仕共御務向も指支候儀ニ候ハ、不及是非」との返事をしてい（『伊達家文書』八一七八〇（三八頁））。つまり、仙台藩六代藩主伊達宗村がそうであったように、時の一関藩主村隆も地方知行制の廃止は「下之痛」に繋がっている行為だと捉えていたことがわかり、逆にいえば、家臣たちの生活を成り立たせるためには地方知行制の維持が必要であると考えていたのである。
- 9 なお、地方知行制の廃止と蔵米制への移行について宗村に意見した大条監物道頼は、宝暦六年閏一月に奉行職に再任されており（『伊達世家譜』巻二一三九頁（大条家））、したがって、宝暦七年の奉行衆吟味に加わっていた筈で、今回も彼が議論を主導したのかもしれない。
- 10 鎌田浩「第二章第二節 仙台藩における相続制度」（同『幕藩体制における武士家族法』成文堂、一九七〇年）一六九―一八三頁。
J・F・モリス『150石の領主』（大崎八幡宮、二〇一〇年）一八頁。
- 11 小林前掲「東北大名の成立」一四四頁、菅野正道「伊達政宗の転封と奥羽」（安達宏昭・河西晃祐編『講座東北の歴史2』清文堂出版、二〇一二年）二二二頁。
- 12 菅野前掲「伊達政宗の転封と奥羽」二二五―二二七・二三〇―二三二頁。
- 13 齋藤銳雄「仙台藩家臣団の成立と編成」（渡辺信夫編『宮城の研究3』清文堂出版、一九八三年）二五〇頁（注31）より。
- 14 小林前掲「東北大名の成立」一四四頁。なお、菅野正道氏は、「豊臣秀吉に所領を減らされた伊達政宗は、家臣の禄を大幅に削減せざるを得なかった。その結果、禄高が三分の一になったとも伝えられる家臣の救済策として、仙台藩では荒地を配分して新田を開発させたのである」（菅野前掲「せんだい歴史の窓」一六頁）としており、荒地地を含む知行宛行を禄高を削減された家臣に対する「救済策」と捉えている。
- 15 齋藤前掲「仙台藩家臣団の成立と編成」二二五―二二九頁。なお、野谷地を与えた政宗の黒印状のほとんどは慶長検地以後に出されており（菅野正道「第三章第四節 領内の整備」（『仙台市史通史編3』）一七二頁）、こうした野谷地を下賜する知行宛行の形式は慶長・元和・寛永年間（一五九六―一六四四）にかけて極めて多くみられ、近世中期以降はほとんどみられなくなるという（佐々木慶市「第四章第四節 土地領有形態」（『宮城県史復刻版2』）二〇八頁）。
- 16 佐々木慶市「第九章第一節 新田開発」（『宮城県史復刻版2』）四八八―四九〇頁。
櫻山和民「藩制確立期の新田開発」（『書陵部紀要』一九、一九六七年）一六二―二五頁、齋藤銳雄「仙台藩の地方知行に関する二・三の問題」（『研究紀要』東北歴史資料館）四、一九七八年）二二頁。
- 17 小林前掲「東北大名の成立」一四四頁、佐々木前掲「第二章第二節 封建的給与」八一頁。
J・F・モリス「近世領主制試論」（J・F・モリス・白川部達夫・高野信治編『近世社会と知行制』思文閣出版、一九九九年）七三―七四頁。
- 18 以上、J・F・モリス「第七章 仙台藩における給人家臣団の形成」（同『近世日本知行制の研究』清文堂出版、一九八八年）、同前掲『150石の領主』三三―三〇・三四―三五頁参照。
片倉小十郎の家では寛永検地の後に「下中之者段々倍、介抱罷成間敷」という状態になり、これを知った藩主忠宗から刈田郡と桃生郡の数カ所に野谷地を下賜されている（『仙台藩家臣録』一―二〇頁（片倉家）、なお、『仙台藩家臣録』については注24を参照のこと）。
- 19 また、奥山大学の家では、藩祖政宗の寛永六年（一六二九）に名取郡二之倉にある谷地を家中（陪臣）たちが薪を採る「薪谷地」として拝領し、続く二代忠宗の寛永一四年にも引き続き下し置かれたものの、その後、「内之者共段々相倍、足輕等差置申候ニ、手作可仕地形無之」という理由でこの野谷地を「内之者共之ため為起」という（『伊達家文書』二二四四（五一四八〇―四八三頁））。どちらにも二代藩主忠宗の時代に陪臣数が増えている形では、やはり、モリス氏が指摘したように、新田開発や藩の軍役規定に対応する形で増えていった例ではないかと思われる。
- 20 齋藤銳雄「仙台藩の家臣団構成」（『日本歴史』二一九、一九六六年）第1表（四七―四八頁）参照。
- 21 モリス前掲「第七章 仙台藩における給人家臣団の形成」二二―二二二・二三六―二三七（注13）頁、吉井宏「第七章第二節 留守氏の家臣団」（『仙台市史通史編2』、二〇〇〇年）三八五―三八八頁参照。なお、小林清治氏によれば、「元禄十三年柴田家役列」にみる柴田家（家格一家・禄高五一五七石）の「下中」は九二八人おり、そのうち「祖父代」以前から柴田家に仕える者は三六人であるという（小林前掲「東北大名の成立」二五―注

- 23)頁)。また、モリス氏によれば、「戦国期から近世への転換で比較的スムーズに伊達氏の旗下にはいった者の場合(留守系、巨理系、白石系の各伊達氏)、その「家中」層の大部分が戦国期まで遡る」が、「伊達氏に臣下してから家臣団を組み直した者(石川氏や、藩主側近として抬頭してきた者(茂庭氏、片倉氏)、近世に新しく設置された一門(岩出山伊達氏)の場合)」には、「その家臣団は近世期に大きく拡大されているか、或いは全く新しく創り出されているか」だという(モリス前掲「第七章 仙台藩における給人家臣団の形成」二二一～二二二頁)。
- 小林氏は戦国期から連続する面に、一方のモリス氏は断絶する面に注目しながら論を展開しているが、両氏の研究からわかることは、大身家臣の家であっても、抱える家中(陪臣)の出自は一樣ではなく、戦国期に遡る譜代の「家中」を江戸時代にも引き続き抱えている家もあれば、戦国期の家臣団(陪臣団)がいったん解体された後に全く新しく家臣を召し抱えた家もあるということであり、仙台藩の直臣たちが抱える「下中」が押し並べて戦国期からの者たちであるということもできないし、逆に、全てが戦国期に由来しないともいえないことは注意が必要である。
- 小林清治「第七章 藩政の破綻」(前掲「復刻版仙台市史1 本篇1」)四〇九頁。
延宝四年(一六七六)から同八年にかけて、藩士たちから提出させた知行地拝領の由緒書をもとに、家臣それぞれの家の由緒と現在知行高とを集成した基本台帳を作製しており、これを「御知行被下置御帳」といい、これを刊行したのが佐々久監修「仙台藩家臣録一(五)」(歴史図書社、一九七八～一九七九年)である。
- 25 文政一〇年(一八二七)に陸奥国を訪れた水戸藩士小宮山楓軒は家格一族大松沢氏の知行地である黒川郡大松沢村を通過した際に入った「武家屋敷五家」について、「皆生樹ヲ以テ困トシ各木戸アリ。皆耕作スルト見エ農具アリ」云々と語っており(『浴陸奥温泉記』(『随筆百花苑』三)中央公論社、一九八〇年)三五三～三五四頁)、他藩の藩士がみた「武家屋敷」にも農具が置かれていたのである。
- 以下、「仙台藩家臣録」二二二～二二六頁(西大条家)より。
「源四郎」は後に「西大条右兵衛」を名乗り、「御知行被下置御帳」の「御一家一族衆」にその名を連ねている(『仙台藩家臣録』一六七頁(西大条家))。
- 26 「仙台藩家臣録」二二二～二二六頁(黒沢家)、同三二三四～三三五頁(小嶋家)、同三二三四～三三四頁(菊地家)、同三二三四～三三五頁(桐ヶ窪家)、同三二三四～三三四頁(十二村家)、同四二八〇～二八二頁(塩松家)、同五二二九頁(樋渡家)、同五二二九頁(国分家)。
- 27 菅野前掲「第三章第四節 領内の整備」一六九頁参照。
- 28 以上、小林清治「伊達政宗の研究」(吉川弘文館、二〇〇八年)一七四～一九一頁より。
『仙台藩家臣録』一三四九頁(大石家)、同二一六〇～一六一頁(鎌田家)、同二一四六～四七頁(大内家)。
- 30 以上、小林前掲「伊達政宗の研究」一八五～一八七・二〇〇(注29)頁より。
禄高を削減されたのは、知行取ばかりではなく切米扶持方取(俸禄取)についても同じである。本宮家では「太閤様伏見御普請之節」に「御扶持方百人後」のうちの何割かを召し上げられ「其節より進退相減申候由」が言い伝えられており、後の世に編纂された同家の家譜によれば「俸百口」を全て召し上げられ、その代わりに知行一〇石を与えられたことがわかる(『仙台藩家臣録』一八七頁(本宮家)、「伊達世臣家譜」卷三二六八頁(本宮家))。
- 31 以上、藤井讓治「天下人の時代」(吉川弘文館、二〇一一年)一六三～一六四頁より。
『片倉代々記』(『白石市史4』、一九七一年)慶長一〇年四月条(二二七頁)。
『仙台市史年表・索引(年表)』二五頁。
『仙台市史資料編1』四八六～四八七頁。
以上、「伊達治家記録(貞山)」慶長一三年九月・一二月条(二一五四八頁)『伊達政宗卿伝記史料』(藩祖伊達政宗公顕彰会、一九三八年)七一五頁、平重道「解説」(『伊達治家記録二』)九〇～九二頁、菅野前掲「第三章第四節 領内の整備」一七〇～一七一頁参照。
- 32 以上、藤井讓治「天下人の時代」(吉川弘文館、二〇一一年)一六三～一六四頁より。
『片倉代々記』(『白石市史4』、一九七一年)慶長一〇年四月条(二二七頁)。
『仙台市史年表・索引(年表)』二五頁。
『仙台市史資料編1』四八六～四八七頁。
以上、「伊達治家記録(貞山)」慶長一三年九月・一二月条(二一五四八頁)『伊達政宗卿伝記史料』(藩祖伊達政宗公顕彰会、一九三八年)七一五頁、平重道「解説」(『伊達治家記録二』)九〇～九二頁、菅野前掲「第三章第四節 領内の整備」一七〇～一七一頁参照。
- 33 以上、藤井讓治「天下人の時代」(吉川弘文館、二〇一一年)一六三～一六四頁より。
『片倉代々記』(『白石市史4』、一九七一年)慶長一〇年四月条(二二七頁)。
『仙台市史年表・索引(年表)』二五頁。
『仙台市史資料編1』四八六～四八七頁。
以上、「伊達治家記録(貞山)」慶長一三年九月・一二月条(二一五四八頁)『伊達政宗卿伝記史料』(藩祖伊達政宗公顕彰会、一九三八年)七一五頁、平重道「解説」(『伊達治家記録二』)九〇～九二頁、菅野前掲「第三章第四節 領内の整備」一七〇～一七一頁参照。
- 34 『仙台藩家臣録』三二三四頁(小嶋家)。この「借上」が伏見城の普請役にかかる経費を賄うためであったことは、本宮家の家譜に「貞山公与伏見城経営之事日、諸臣納俸禄内若干、以当其費」と記されていることから明らかである(『伊達世臣家譜』卷三二六八頁(本宮家))。
- 35 ちなみに、文禄といえは大名伊達氏の手による初の検地(文禄検地)が実施されているが、秀次事件が起る以前の文禄四年一月・二月・六月の検地帳が現存していることから(渡辺信夫「第一章 第一節 奥羽仕置」(『仙台市史通史編3』)三三三頁)、文禄検地と「文禄年中」の禄高削減とは直接的な関わりはないものと判断できる。
- 36 例えば、「本国勢州浪人」であった「伊藤甚左衛門」(『仙台藩家臣録』一三三八頁(伊藤家))や、「本国旗津岸和田浪人」であった「松木定佐」(同二二二頁(松木家))、そして、「生国佐渡之内吉住と申所」であり浪人中だった「住吉五兵衛」(同三一八三頁(住吉家))は、政宗の伏見常在中に召し出されており、伊達政宗が「不断在京」中にも方々からの浪人を受け入れていたことがわかる。また、豊臣秀吉に仕えた後、徳川秀忠に召出され、その後、浪人となっていた「青木但馬」は、慶長六年(一六〇一)に伏見において政宗に拝謁し、「御切米金三枚、十五人御扶持方被下置」た上で仙台へ向し奉公を開始したとい(同三一八六頁(青木家))、確かに政宗は慶長六年一〇月上旬から翌年の一〇月上旬まで伏見に滞在していたので(『伊達治家記録(貞山)』慶長六年一〇月上旬条(二一五一八頁)、同慶長七年一〇月上旬条(二一五二四頁))、この期間に但馬を召し出したものと思われ、伊達政宗は天下分け目の関ヶ原合戦後にも人材を求めていたことがわかる。なお、平重道編「伊達治家記録一」二十四(宝文堂、一九七二～一九八二年)を利用。
- 37 『仙台市史資料編1』(二〇〇三年)四四一～四四三頁、菅野前掲「第三章第四節 領内の整備」一七一～一七二頁、齋藤鋭雄「第五章 第一節 村の確定と新田開発」(『仙台市史通史編3』)二二五頁。
- 38 菅野前掲「第三章第四節 領内の整備」一七〇頁。
「小島左馬丞ほか七名宛検地黒印状」(『仙台市史資料編1』一九六～一九七頁)、『伊達治家記録(貞山)』慶長一〇年二月二〇日条(二一五三四～三五五頁)、菅野前掲「第三章第四節 領内の整備」一七一～一七二頁。なお、この慶長一〇年の政宗黒印状を受けて翌年には検地が実施されたものの、その結果に不審な箇所があるということで慶長一二年に再検地が命ぜられている(「富塚近江守宗網宛書状」(『仙台市史資料編1』二〇六頁)、『伊達治家記録(貞山)』慶長一二年二月一日条(二一五四〇頁)、菅野前掲「第三章第四節 領内の整備」一七二頁)。
- 39 以下、「伊達治家記録(貞山)」慶長一〇年一月一日～同年七月中旬条(二一五三二～五三四頁)より。
- 40 以上、藤井讓治「天下人の時代」(吉川弘文館、二〇一一年)一六三～一六四頁より。
『片倉代々記』(『白石市史4』、一九七一年)慶長一〇年四月条(二二七頁)。
『仙台市史年表・索引(年表)』二五頁。
『仙台市史資料編1』四八六～四八七頁。
以上、「伊達治家記録(貞山)」慶長一三年九月・一二月条(二一五四八頁)『伊達政宗卿伝記史料』(藩祖伊達政宗公顕彰会、一九三八年)七一五頁、平重道「解説」(『伊達治家記録二』)九〇～九二頁、菅野前掲「第三章第四節 領内の整備」一七〇～一七一頁参照。
- 41 以上、藤井讓治「天下人の時代」(吉川弘文館、二〇一一年)一六三～一六四頁より。
『片倉代々記』(『白石市史4』、一九七一年)慶長一〇年四月条(二二七頁)。
『仙台市史年表・索引(年表)』二五頁。
『仙台市史資料編1』四八六～四八七頁。
以上、「伊達治家記録(貞山)」慶長一三年九月・一二月条(二一五四八頁)『伊達政宗卿伝記史料』(藩祖伊達政宗公顕彰会、一九三八年)七一五頁、平重道「解説」(『伊達治家記録二』)九〇～九二頁、菅野前掲「第三章第四節 領内の整備」一七〇～一七一頁参照。
- 42 以上、藤井讓治「天下人の時代」(吉川弘文館、二〇一一年)一六三～一六四頁より。
『片倉代々記』(『白石市史4』、一九七一年)慶長一〇年四月条(二二七頁)。
『仙台市史年表・索引(年表)』二五頁。
『仙台市史資料編1』四八六～四八七頁。
以上、「伊達治家記録(貞山)」慶長一三年九月・一二月条(二一五四八頁)『伊達政宗卿伝記史料』(藩祖伊達政宗公顕彰会、一九三八年)七一五頁、平重道「解説」(『伊達治家記録二』)九〇～九二頁、菅野前掲「第三章第四節 領内の整備」一七〇～一七一頁参照。
- 43 以上、藤井讓治「天下人の時代」(吉川弘文館、二〇一一年)一六三～一六四頁より。
『片倉代々記』(『白石市史4』、一九七一年)慶長一〇年四月条(二二七頁)。
『仙台市史年表・索引(年表)』二五頁。
『仙台市史資料編1』四八六～四八七頁。
以上、「伊達治家記録(貞山)」慶長一三年九月・一二月条(二一五四八頁)『伊達政宗卿伝記史料』(藩祖伊達政宗公顕彰会、一九三八年)七一五頁、平重道「解説」(『伊達治家記録二』)九〇～九二頁、菅野前掲「第三章第四節 領内の整備」一七〇～一七一頁参照。
- 44 以上、藤井讓治「天下人の時代」(吉川弘文館、二〇一一年)一六三～一六四頁より。
『片倉代々記』(『白石市史4』、一九七一年)慶長一〇年四月条(二二七頁)。
『仙台市史年表・索引(年表)』二五頁。
『仙台市史資料編1』四八六～四八七頁。
以上、「伊達治家記録(貞山)」慶長一三年九月・一二月条(二一五四八頁)『伊達政宗卿伝記史料』(藩祖伊達政宗公顕彰会、一九三八年)七一五頁、平重道「解説」(『伊達治家記録二』)九〇～九二頁、菅野前掲「第三章第四節 領内の整備」一七〇～一七一頁参照。
- 45 以上、藤井讓治「天下人の時代」(吉川弘文館、二〇一一年)一六三～一六四頁より。
『片倉代々記』(『白石市史4』、一九七一年)慶長一〇年四月条(二二七頁)。
『仙台市史年表・索引(年表)』二五頁。
『仙台市史資料編1』四八六～四八七頁。
以上、「伊達治家記録(貞山)」慶長一三年九月・一二月条(二一五四八頁)『伊達政宗卿伝記史料』(藩祖伊達政宗公顕彰会、一九三八年)七一五頁、平重道「解説」(『伊達治家記録二』)九〇～九二頁、菅野前掲「第三章第四節 領内の整備」一七〇～一七一頁参照。

46 『伊達治家記録（貞山）』慶長一三年一月下旬・二月上旬条（二一五四七頁）、『伊達治家

記録四（貞山公附録）』三六六―三六七頁、『伊達世臣家譜』卷六一―七八頁（猪苗代家）。

47 したがって、この時期の仙台藩が家臣たちに「知行」を宛行つた理由を、「『地頭』が知行地に対して有つ領主的性格」（小林前掲「東北大名の成立」一四四頁）の強さに求めることも、あるいは、仙台藩における藩主権力の強弱と結びつけて議論することもできない。「ふちかた」ではなく「知行にて」与えるという行為は、藩主政宗が編み出した扶持方問題の解決策なのである。

〔付記〕本研究は「JSPS 科研費」P19K00992の助成を受けたものです。

〔謝辞〕貴重な史料の閲覧・撮影に関して仙台市博物館から御高配を賜りました。末筆ながら御礼申し上げます。